

令和7年度サプライチェーン連結強化プロジェクト事業に係る公募要領

第1 総則

令和7年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうちサプライチェーン連結強化プロジェクト事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者をつなぐ生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンを構築するため、海外の需要を起点とした新たな商流や輸出ビジネスモデルの構築に向けた合意形成、国内外の調査・プロジェクトの効果分析などを支援するとともに、新たなサプライチェーンの構築にあたっての生産・出荷、流通、販売の各段階の課題解決のための実証の取組みを支援します。

第3 事業内容

別添1の第2欄に掲げるとおりとします。

第4 応募団体の要件

別添1の第3欄に掲げるとおりとします。

第5 補助対象経費の範囲

1 プロジェクト計画等作成支援

補助事業者が行う、協議会の各構成員が参加した、サプライチェーンの構築に向けた計画作成及び充実を図るための検討を行うとともにプロジェクトを推進するために必要な以下の取組を支援します。

- (1) プロジェクト全体の方針策定に係る検討会の開催
- (2) 事業実施計画の運営・進行管理
- (3) サプライチェーンの構築に当たっての国内外の調査・分析等及び本調査・分析等を踏まえた課題の明確化、課題解決策についての計画策定
- (4) サプライチェーン構築に係る実証の成果取りまとめ、成果の分析、事業報告の作成等
(補助対象経費)

本事業を実施・検証するための直接的な人件費、旅費、委託費、資料購入費、研修等参加費、消耗品費、会場借料費とし、各費目の詳細については、別表1に掲げるとおりとします。

2 サプライチェーン課題解決実証支援

事業実施計画に基づき補助事業者が行う、以下のサプライチェーンの各段階の課題解決に向けた実証の取組を支援する。

- (1) 低コスト化、高付加価値化のための技術導入や、産地の輸出向け供給力強化のための国内生産段階における課題解決実証
- (2) 複数品目、複数産地の共同集出荷等、国内出荷段階における課題解決実証
- (3) 物流の効率化やコールドチェーンの確保等、現地販売までの流通段階におけ

る課題解決実証

(4) 現地ニーズに応じた製品の仕様やパッケージの見直し、現地におけるプロモーションの実施等、現地販売段階における課題解決実証

(5) その他の実証

(補助対象経費)

本事業を実施するための直接的な人件費、旅費、委託費、資料購入費、研修等参加費、事業費（ほ場管理費、転換等助成費、開発費、機器導入費、システム開発・導入費、資機材費、消耗品費、輸送・保管費、情報発信費、専門家・関係者等への国内外における活動費）委託費、雑役務費（手数料、租税公課）とし、各費目の詳細については、別表2に掲げるとおりとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 土地・建物等施設に関する経費
- 2 実証場所以外に係る家賃、保証金敷金、仲介手数料、光熱水費
- 3 商品券等の金券
- 4 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 5 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 6 自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
- 7 収入印紙・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 8 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- 9 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積りを取得している場合等を除く）
- 10 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- 11 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 12 補助金の交付決定前に発生した経費
- 13 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- 14 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

上記の他公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

第7 補助金額及び補助率

補助金額は、別添1の第5欄に掲げるとおりとし、補助率は、別添1の第6欄に掲げるとおりとします。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがありま

す。

第8 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

（1）事業に係る課題提案書（別紙様式1－1）

提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ① 応募者に関する事項（別紙様式1－2）
- ② 取組内容に関する事項（別紙様式1－3）
- ③ 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な全ての経費の額（消費税等を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式1－4）

（2）応募者の概要（団体概要等）が分かる資料

- ① 当該団体の概要（別紙様式1－5）
- ② 協議会の事務局を担う代表事業者の直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
ただし、②に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出してください。

2 課題提案書等の提出期限及び提出先

課題提案書等の提出期限及び提出先については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- （1）課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- （2）提出した課題提案書等は、変更することができません。
- （3）課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- （4）要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- （5）課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- （6）課題提案書等の提出は、原則として電子メールによることとし、電子メールの件名を「【※〇〇〇〇】サプライチェーン連結強化プロジェクト事業」としてください（※〇〇〇〇は申請者名）。

課題提案書等はPDFにまとめ、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり15メガバイト以下で提出してください。複数の電子メールとなる場合は、件名の申請者名を「（申請者名・〇/◎）」（〇は連番、◎はメール総数）と記載してください。

- （7）提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- （8）提出された課題提案書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

- (9) 本事業に関する問合せ先及び事業担当課は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

電話番号：03-6744-7897（直通）

メールアドレス：supply_chain_shienka@maff.go.jp

第10 補助金交付候補者の選定

提出された課題提案書等については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理等を行った後、輸出・国際局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された課題提案書等について、応募要件及び課題提案書等の内容について確認し、必要に応じて問合せをいたします。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された課題提案書等について事前整理を行います。また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、オンラインで行うこととし、非公開といたします。）。課題提案会には、外部有識者が加わることがあります。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に補助金交付候補者として選定します。

2 審査の観点

審査は、補助事業者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的にを行います。

3 審査の基準

(1) 補助事業者の適格性については、次の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

① 実施体制の適格性

② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等

(2) 事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
 - ② 実施方法の効率性
 - ③ 経費配分の適正性
- (3) 事業の効果については、次の項目について審査するものとします。
- ① 期待される成果
 - ② 波及効果
- (4) 審査にあたっては、次の項目に該当する場合には、特に考慮されます。
- ① 今後輸出拡大が見込まれる米・コメ加工品、青果物、茶、畜産物、水産物の品目を主とした取組である場合。
 - ② 事業実施計画において新たな商流構築の対象が非日系（現地系）小売販売店を開拓するものとなっており、新規性の高い取組である場合。
 - ③ 本事業にて構築されたサプライチェーンにより、国内の生産力・供給力強化につながる取組である場合。
 - ④ 本事業の流通における実証活動を通じて流通の合理化（コスト削減、輸送時間の削減等）につながる取組である場合。
 - ⑤ 成果目標がその投資効率（当該商流の実施前年度から目標年度にかけての当該商流からの輸出成長額／補助金交付額）が 2.0 より大きくなるなど、大規模な商流構築を図ろうとするものである場合。
 - ⑥ 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査等緊急支援事業（農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 2 日付 4 輸国第 3859 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の区分の欄の 1 の(4)）、輸出物流構築緊急対策事業（農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 2 日付 4 輸国第 3859 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の区分の欄の 6））において実現可能性調査を実施していること、又はこれに準じた実現可能性調査を自社にて実施している場合。
 - ⑦ 現地系商流が求める ISO22000、FSSC22000、ハラール・コーシャ、MSC・ASC 等の認証を取得済である場合。
 - ⑧ 複数産地での連携による周年供給／長期供給などの農林水産物・食品の生産・流通に係るロットの確保を図る事業実施計画となっている場合。
 - ⑨ 新たなサプライチェーン構築のための輸出先国・地域におけるビジネス環境整備が行われている場合（現地物流網、倉庫設備、現地法人など）、その他現地商流開拓のための体制構築がなされている場合。
 - ⑩ 輸出支援プラットフォームが設置されている国・地域に農林水産物・食品を輸出する場合、輸出支援プラットフォームと連携した事業実施計画となっている場合。また、輸出支援プラットフォームが設置されていない国・地域に輸出する場合、GFP や当該国・地域の独立行政法人日本貿易振興機構 海外事務所等を活用し、当該国・地域のニーズを踏まえたサプライチェーンモデル構築の取組を行う事業実施計画となっている場合。
 - ⑪ 協議会を構成する事業者のいずれかが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。）第 37 条に規定する輸出事業計画の認定を受けていること又は事業実施期間中に認定を受ける予定である場合。

4 審査結果の通知

輸出・国際局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を

選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸国第 5108 号農林水産事務次官依命通知）及びサプライチェーン連結強化プロジェクト事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 輸国第 3803 号農林水産省輸出・国際局長通知）（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただきます。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を发出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第 12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第 13 補助事業者の責務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の

点に留意する必要があります。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 補助事業者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後 1 か月を目処に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨を交付決定者に報告すること。
- (4) 補助事業者は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。
補助事業者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、交付決定者は、補助事業者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。
- (5) 補助事業者は、機械・設備等の導入に当たっては、事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整を終了させること。事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整が終了しないことが確実となった場合には、交付決定者に申し出る

こと。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、補助事業者に帰属します（補助事業者の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、補助事業者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を補助事業者から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合は、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、補助事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ補助事業者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）から（４）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

- （１） 補助を受ける協議会構成員自身
- （２） 補助を受ける協議会構成員（（１）以外）
- （３） 補助を受ける協議会構成員と100%同一の資本に属するグループ企業
- （４） 補助を受ける協議会構成員との関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１） 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３） 補助を受ける協議会構成員（（１）以外）、もしくは補助を受ける協議会構成員の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第 15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問合せ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別添 1

第 1 公募対象事業名	第 2 事業内容	第 3 応募団体の要件	第 4 補助対象経費の範囲	第 5 補助金額	第 6 補助率
農林水産物・食品輸出促進対策事業のうちサプライチェーン連結強化プロジェクト事業	輸出の拡大が見込まれる品目を主とした取組を対象として、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する以下の 1 及び 2 の取組への支援を実施する。			30,000 千円を補助金額の下限とする。	
1. プロジェクト計画等作成支援	1 プロジェクトの管理・運営 補助事業者が行う、協議会の各構成員が参加した、サプライチェーンの構築に向けた計画作成及び充実を図るための検討を行うとともにプロジェクトを推進するために必要な以下の取組を支援する。 (1) プロジェクト全体の方針策定に係る検討会の開催 (2) 事業実施計画の運営・進行管理 (3) サプライチェーンの構築に当たっての国内外の調査・分析等及び本調査・分析等を踏まえた課題の明確化、課題解決策についての計画策定 (4) サプライチェーン構築に係る実証の成果取りまとめ、成果の分析、事業報告の作成	1 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、物流事業者、輸出入事業者、食品等販売事業者、外食・中食事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関、独立行政法人等により構成された協議会（以下「協議会」という）。 2 協議会は次に掲げる全ての要件を満たすものに限り補助事業者とすることができる。 (1) 補助事業を的確に遂行するに足る知見を有し、本事業を行う意思及び具体的計画を有する協議会であること。 (2) 日本国内に所在し、主たる事務所の定めがあること。 (3) 代表者の定めがあること。 (4) 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規約があること。 (5) 事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。 (6) 補助事業者が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。	本事業を実施・検証するための直接的な人件費、旅費、委託費、資料購入費、研修等参加費、消耗品費、会場借料費とし、各費目の詳細については、別表 1 に掲げるとおりとする。		1/2 以内（協議会の事務局が中小企業等の場合は 2/3 以内）

		(7) 補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。 (8) 1の構成員のいずれかが協議会の事務局を行っていること。 (9) 1の構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。		
2. サプライチェーン課題解決実証支援	2 サプライチェーン課題解決実証支援 本要綱の第9の1の課題提案書に基づき補助事業者が行う、以下のサプライチェーンの各段階の課題解決に向けた実証の取組を支援する。 (1) 低コスト化、高付加価値化のための技術導入や、産地の輸出向け供給力強化のための国内生産段階における課題解決実証 (2) 複数品目、複数産地の共同集出荷等、国内出荷段階における課題解決	本事業を実施するための直接的な人件費、旅費、委託費、資料購入費、研修等参加費、事業費（ほ場管理費、転換等助成費、開発費、機器導入費、システム開発・導入費、資機材費、消耗品費、輸送・保管費、情報発信費、専門家・関係者等への国内外における活動		(1) 交付等要綱別表1の区分の欄の1-(4)に係る補助率の欄の輸出・国際局長が別に定める農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の取組に係る実証については定額。

	実証 (3) 物流の効率化やコールドチェーンの確保等、現地販売までの流通段階における課題解決実証 (4) 現地ニーズに応じた製品の仕様やパッケージの見直し、現地におけるプロモーションの実施等、現地販売段階における課題解決実証 (5) その他の実証		費)委託費、雑役務費(手数料、租税公課)とし、各費目の詳細については、別表2に掲げるとおりとする。	(2) (1) 以外の取組に係る実証については1/2以内(実証の取組主体が中小企業等の場合は2/3以内) (3) (1) 及び(2)における機器購入については1/2以内 ※交付等要綱別表1の区分の欄の1-(4)に係る補助率の欄の輸出・国際局長が別に定める農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の取組とは、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体が行うものであって、生産から、収穫、収集、選果、調整、包装、出荷、保管までの段階に係る取組とする。
--	---	--	--	---

別表 1

費目	細目	内容	注意点
人件費		・事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費。 ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、新規に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。	・人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費		・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築、調査・検証等の旅費として計上する経費。	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費。	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・国庫補助金合計の 50%未満とすること。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行等、特殊な知識・経験を必要とするなどやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分を除き、この限りではない。 ・海外で実施する事業の遂行に当たっては、輸出支援プラットフォームやJETRO 海外事務所に相談・連携の上実施すること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする
資料購入費		・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費。	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
研修等参加費		・事業を実施するために直接必要であり、協議会のメンバー以外が主催する研修等の参加に要する経費。	
消耗品費		・事業を実施するために直接必要な以下の経費。 ○短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ○USB メモリ等の低廉な記録媒体	・消耗品費は物品受払簿（自由様式）で管理すること。
会場借料費		・事業を実施・検証するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）。	・協議会の構成員が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること。

別表 2

費目	細目	内容	注意点
人件費		・事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費。 ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、新規に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。	・人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費		・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築、調査・検証等の旅費として計上する経費。	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費。	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・国庫補助金合計の 50%未満とすること。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行等、特殊な知識・経験を必要とするなどやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分を除き、この限りではない。 ・海外で実施する事業の遂行に当たっては、輸出支援プラットフォームやJETRO 海外事務所に相談・連携の上実施すること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費。ただし、リースを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
資料購入費		・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費。	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
研修等参加費		・事業を実施するために直接必要であり、協議会のメンバー以外が主催する研修等の参加に要する経費。	
事業費	ほ場管理費	・ほ場管理に必要な経費。	

転換等助成費	・生産者が転換先品目や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された後、事業実施期間において未収益となる期間に要する経費の一部も支援）。	
開発費	・実証に必要な開発で、試作、改良等に要する経費。	
機器導入費	・実証に必要な機械装置、据付等に必要な経費（購入方式、リース方式）。	・機器導入の詳細については、実施要領第 12 参照
システム開発・導入費	・実証に必要なシステムの購入、試作、改良に要する経費。	
資機材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費。 ○検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く）	・資材は物品受払簿（自由様式）で管理すること。
消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費。 ○短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ○USB メモリ等の低廉な記録媒体 ○実証試験等に用いる低廉な器具等	・消耗品費は物品受払簿（自由様式）で管理すること。
輸送・保管費	・国内外で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費。	
情報発信費	・国内外で情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食材等購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費含む）、広報費（広告費、ポスター、パンフレット等）等）。	・海外でプロモーション等の販路開拓の取組を行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携し、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果分析が可能な取組として実施すること。
専門家・関係者の国内外における活動費	・事業を実施するために必要な講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費。	
役務費	・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、調査、制作、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費	・上記委託等のいずれの費目にも該当しない、少額かつ継続的でないサービス購入に係る費用のみ該当とする。

雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料。
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費。

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額や掛かり増し経費であること、輸出のために新たに導入したものであること等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合（ただし、農林水産物・食品を除く。）
- ・補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリースの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の輸出の際の販売価格支持
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

注4 原則、直接経費として計上できない経費

- ・土地・建物等施設に関する経費
- ・実証場所以外に係る家賃、保証金敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・商品券等の金券
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
- ・収入印紙・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積りを取得している場合等を除く）
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・補助金の交付決定前に発生した経費
- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- ・上記の他公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

(応募者)
協議会名
代表者役職
代表者所属企業
代表者氏名

令和7年度サプライチェーン連結強化プロジェクト事業に係る課題提案書

令和7年サプライチェーン連結強化プロジェクト事業に係る課題提案書を、別添
のとおり関係書類を添えて提出します。

受付番号	
------	--

課題提案書（応募者に関する事項）

事業名	令和7年度サプライチェーン連結強化プロジェクト事業
-----	---------------------------

事業担当者名及び連絡先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	
	E-mail	URL
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	
	E-mail	URL

個人 情報 の 取 扱 い	同意します	☐	本事業の実施に当たり、輸出促進法の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。
	同意しません	☐	
【団体概要】			
【過去の類似・関連事業の実績、実施内容等】			
【事業担当者の業績等】 ※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。 1. 農林 太郎（所属・役職） 2. 農林 花子（所属・役職）			
【重複申請の有無】 有 ・ 無 ※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。			
今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。			
過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要 ※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。			

課題提案書（取組内容に関する事項）

(1) 事業概要
【本事業における取扱品目】 【モデル構築する新規商流概要】 <u>対象国</u>： <u>新規商流詳細</u>： 【事業の背景・既存の取組】 【事業の概要】 ※ 農林水産物・食品の生産・流通に係る大ロット化を図る事業実施計画や、生産・流通の転換を通じて生産・流通コストの低減に取り組む事業実施計画の場合は、その取組内容について記載すること。
【GFP コミュニティサイトへの登録】 ☐ 登録している ☐ 事業開始までに登録する予定 ※ いずれかをチェックしてください。
【輸出事業計画】 協議会を構成する事業者のいずれかが、輸出促進法第 37 条に規定する輸出事業計画の認定を受けていること又は事業実施期間中に認定を受ける予定 ☐ 輸出事業計画の認定を受けている ※認定を受けている事業者・品目を明記すること。 （例：●●社（コメ）） ☐ 事業実施期間中に認定を受ける予定 ※具体的な予定時期を明記すること。 ☐ 輸出事業計画の認定を受けていない ※ いずれかをチェックしてください。

【フラッグシップ輸出産地】

フラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）を含む協議会であるか

☐ フラッグシップ輸出産地認定を受けている

※認定を受けている事業者・品目を明記すること。

（例：●●社（コメ））

☐ フラッグシップ輸出産地認定を受けていない

※ いずれかをチェックしてください。

【他事業の利用状況】

「産地生産基盤強化パワーアップ事業」、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を活用して施設・機械の整備や改植を行う予定があるか。

☐ 「産地生産基盤強化パワーアップ事業」を活用した施設・機械の整備

☐ 「産地生産基盤強化パワーアップ事業」を活用した改植

☐ 「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を活用した施設・機械の整備

☐ 「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を活用した改植

※ 該当するものにチェックしてください。

【輸出先国のニーズに合わせた第三者認証取得の状況】

☐ ISO22000, FSSC22000, MSC・ASC のいずれかの認証を取得している。

☐ ハラル・コーシャの認証を取得している。

☐ その他の第三者認証を取得している。

（詳細:）

※認定を受けている事業者・品目を明記すること。

（例：●●社（ISO22000））

【当該事業の実現可能性の調査実施状況】

海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査等緊急支援事業

輸出物流構築緊急対策事業

☐ 国・地方自治体などの補助事業（ ）

☐ 自社による実現可能性調査

☐ 未実施

※ 実現可能性調査を実施済みの場合は調査結果を添付資料として提出すること

（2）本事業で行う具体的な取組

（事業の一部を委託する場合は、委託内容等を具体的に記載してください。）

【プロジェクト計画等作成に係る業務の実施方法】

※協議会の各構成員が参加し、サプライチェーンの構築に向けた計画作成及び充実を図るとともにプロジェクトを推進するための検討方法・内容について記載

- (1) プロジェクト全体の方針策定に係る検討会の開催
 - ・検討会の開催時期（予定）
 - ・検討会の内容
 - (2) サプライチェーンの構築に当たっての国内外の調査・分析等を通じた課題の明確化、課題解決策についての計画策定
 - ・国内外の調査及び分析方法
 - ・調査等を通じて得られた実証に値する課題

※委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。
 - (3) 事業実施計画の運営・進行管理
 - ・各事業者の役割分担と具体的なアウトプット
 - (4) サプライチェーン構築に係る実証の成果取りまとめ、成果の分析、事業報告の作成
- ※委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

【サプライチェーン課題解決実証に係る業務の実施方法】

実証活動の内容とそれに対する効果について記載する。

(1) 生産段階における実証

(記載例)

実証活動項目：本実証の取組を簡潔にまとめたタイトルを記載。

生産効率化のための栽培体系の変更 など

課題：現状、輸出促進の障壁となっており、下記に記す実証活動で解決を目指す課題について記載。

従来の生産体系ではコストが嵩み、競争力のある価格で輸出できない など

実証活動詳細：上記課題について、実証活動がどのように解決に結びつくか、考えられるリスクやコストを詳細に記載の上、期待する効果についても記載。

栽培体系を変更することによって、作業負担が軽減され、人件費を中心にオペレーションフィーの〇〇%削減が期待できる。本取組には、〇〇というリスクや、〇〇という初期投資コストがかかることが想定される。そのため、栽培区画の一画（〇ha）を使用して本実証に取り組み、新しい機器・資材*の導入をすることで栽培実証を行う。など

*具体的に記載

(2) 出荷段階における実証

(記載例)

実証活動項目：輸出専用選果ラインの新設

課題：選果場において国内向出荷品と輸出品が別ラインに分けられておらず、混雑(コ

ンタミネーション) のリスクがある

実証活動詳細：活動詳細について記載

(3) 流通段階における実証（国内・海外の取組を分けて記載）

（記載例）

実証活動項目：海外規格パレットの導入

課題：日本・欧州・米国でパレットのサイズ規格が異なり、大手販売店の流通倉庫にてパレットの積み替えが必要となっている。

実証活動詳細：活動詳細について記載

(4) 販売段階における実証

（記載例）

実証活動項目：販売店舗における試食プロモーションの実施

課題：輸出先国の消費者において商品の食べ方や味の認知度が低い
（他国の競合品との差別化が出来ていない）

実証活動詳細：活動詳細について記載

(5) その他の実証

（記載例）

実証活動項目：必要に応じて記載

課題：必要に応じて記載

実証活動詳細：活動詳細について記載

- ※ 農林水産物・食品の生産・流通に係る大ロット化を図る取組、物流の効率化に伴う輸送コスト・輸送時間の削減、品質保持技術の導入に伴う輸送・保管時のロス率の低減などの採択基準に関係する取組については詳細を記載すること
- ※ 出荷段階における実証とは、収穫、収集、選果、調整、包装、出荷、保管までの段階に係る取組を指す。

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

（記載例）

- ・委託内容：
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定委託先等を記載。
- ・委託予定金額：○○○円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

(3) 機器導入の計画

【機器・システムの導入等の内容】

機器・システムの 名称	機能	規模・能力	数量	価格 (円又は現地通貨)

※価格が分かる見積書を添付してください。現地通貨の場合は、想定為替レートも記載ください。

※別添1経費内訳書にも同じ内容を記載ください。

【サプライチェーン構築のために機器・システムの導入等を行う場所】

ア 設置場所の名称

イ 設置場所の所有者

ウ 所在地

エ 導入方式（購入/リース）

(4) 本事業の実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

※第2の1で組織化する輸出推進体制を記載すること。

【協議会メンバーとそれぞれの役割、担当部署等】

1. 生産者（JA系統を含む）
（1）部署名、（2）担当者の役職、氏名
2. 食品等流通事業者
（1）部署名、（2）担当者の役職、氏名
3. 物流事業者
（1）会社名、（2）部署名、（3）担当者の役職、氏名
4. 輸出事業者（輸出商社等）
（1）会社名、（2）部署名、（3）担当者の役職、氏名
5. 輸入事業者
（1）会社名、（2）部署名、（3）担当者の役職、氏名
6. 現地販売事業者
（1）会社名、（2）部署名、（3）担当者の役職、氏名

※ 輸出先国・地域の現地系商流において販売実績を有する事業者が参画する場合はその旨を記載すること。

【その他本事業に関わる委託事業者】

1. 委託事業者（コンサルティング企業等）
（1）会社名、（2）部署名、（3）担当者の役職、氏名
（委託事業者については、委託業務内容が分かるように具体的に記載）

【プロジェクト推進体制図】

※ 協議会のメンバーのうち、①事務局機能、②生産段階における実証、③出荷段階における実証、④流通における実証、⑤販売段階における実証について、各項目を担う者が分かるように記載すること。

※ 協議会以外で連携を想定する団体、組織名とその連携方法を記載すること。

（輸出支援プラットフォーム、JETRO 海外事務所等との連携がある場合は、体制図に明記すること。）

(5) 実施スケジュール

(サプライチェーンの各段階の実証別に、実施時期と主な内容が分かるように記載してください。)

(6) 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果

※本事業実施要領第6の事業の成果目標の内容に則して記載すること。

目標年度は、本事業実施年度の翌年度から5年後、対象品目と商流は、本実証に係る品目、商流とし、絞って記載すること。

(例)【成果目標】

		実施前 R6 年度	実施年 R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度 目標年
輸 出 額	全体額(千円)	1,000	5,000	20,000	50,000	70,000	80,000	90,000	11,000
	品目 A								
	品目 B								
	品目 C								
輸 出 量	全体量(kg)								
	品目 A								
	品目 B								
	品目 C								
輸出増加割合									
生産量(取扱量) (kg)									

【波及効果】

本実施計画書（2）に記載の生産・出荷・流通・販売の各段階における実証の活動・期待される成果に基づいて下記事項を記載。

(1) 生産段階において想定される波及効果

(例) 本事業における生産地域にて輸向向け生産を行う農林漁業者の増加、本事業の生産産地以外の産地の参画（産地間連携の達成）など

(2) 出荷段階において想定される波及効果

(例) (輸出品と国内向け出荷品との混雑防止により仕向け国での残留農薬違反事例発生数の減少) など

(3) 流通段階において想定される波及効果

(例) 品質保持技術の導入によるロス率の低減に伴う現地販売価格の安定化 など

(4) 販売段階において想定される波及効果

(例) 新規販路における商品取扱店舗数の増加、店頭プロモーションの実施による商品認知度の向上 など

(7) 事業成果・効果の検証方法

【事業成果・効果の検証方法】

本実施計画書(2)に記載の生産・出荷・流通・販売の各段階における実証の期待される成果に基づいて下記事項を記載。

(1) 生産段階における実証活動

期待される成果	評価指標	検証(算出)方法

(2) 出荷段階における実証活動において期待される成果

期待される成果	評価指標	検証(算出)方法

(3) 流通段階における実証活動において期待される成果

期待される成果	評価指標	検証(算出)方法

--	--	--

(4) 販売段階における実証活動において期待される成果

期待される成果	評価指標	検証（算出）方法

※ 具体的な指標を示し、本事業で想定している新規サプライチェーンの構築状況をどのように検証するか記載ください。

別紙様式1-4

総括表（精算内訳）

事業種類	事業細目	事業費	負 担 区 分			事業の委託	備 考
			国庫補助金	補助事業者（自己資金）			
					うち貸付金		
		円	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業 の内容及び当該 事業に要する経費	
合計							

(注)

- 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載すること。
- 2 経費内訳書（別添1）を添付すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 その他参考資料については、輸出・国際局長の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別添 1

経 費 内 訳 書

事業区分	事業費	負担区分		支払先・具体的な実施内容・費用根拠等 *入りきらない場合、Excel等資料を別添願います
		国庫補助金	事業者負担	
1.プロジェクト計画 等作成支援	円	円	円	
(1) 検討会	…			
(2) 事業計画全体 の運営・進行管 理	…			
(3) 国内外の調 査・分析	…			
(4) 実証成果のと りまとめ、成果 の分析、事業報 告の作成	…			
2.サプライチェーン 課題実証支援				
(1) 生産段階	…			
(2) 出荷段階	…			
(3) 流通段階	…			
(4) 販売段階	…			

- (注) 1 備考には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載すること。
- 2 他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載するとともに見積等を添付すること。
- 3 経費の支出に関する規程（謝金、旅費及び人件費の単価等が分かるもの）等を添付すること。
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担となる。

別紙様式 1－5

団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）

6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料